

Title	近代中国とドイツ・アジア銀行
Sub Title	Modern China and Deutsch-Asiatische Bank
Author	赤川, 元章(Akagawa, Motoaki)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2008
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.51, No.1 (2008. 4) ,p.19- 41
JaLC DOI	
Abstract	<p>ドイツの中国近代化への嚆矢は、清朝政府によって北京天文台長官に任命されたシャル・フォン・ベルによるヨーロッパ暦導入の17世紀中期にさかのぼる。だが、ドイツ・中国間の経済関係が本格的に開始されたのは19世紀の中期以降であり、ハンブルクやブレーメンの商人が広東を出発点とし、やがて上海・香港・漢口・天津・青島など交通要所と沿海部の大商業都市に営業基盤を築いて活動した。中国を中心とするアジアへのドイツの経済進出はまたドイツ帝国主義の対外政策の中に位置づけられて展開された。本稿は、この経緯を実証的に確認する作業から始め、次に銀本位制下の中国経済社会の未発達な金融・商業機構、その中で「外国資本の活動を補助する土着中間商人」としての買弁および伝統的な金融業者、銭荘について考察する。いわば、国際銀行が活動する歴史的・社会的背景について解明するのである。</p> <p>そのうえで、1875年、ドイツ銀行の東アジアからの撤退以降、次第に増大するドイツと東アジア間での商業取引と同地域における信用供与の必要性から、ドイツ政府は「海外ライヒスバンク」の設立を発案する。この構想は挫折したが、1889年、デイスコント-ゲゼルシャフトが幹事銀行となり、紆余曲折を経てドイツ主要銀行の大半の参加によってドイツ・アジア銀行が設立された。この設立のプロセスについて最近の研究成果を踏まえて追究する。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20080400-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20080400-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 近代中国とドイツ・アジア銀行

赤川元章

### <要約>

ドイツの中国近代化への嚆矢は、清朝政府によって北京天文台長官に任命されたシャル・フォン・ベルによるヨーロッパ暦導入の17世紀中期にさかのぼる。だが、ドイツ・中国間の経済関係が本格的に開始されたのは19世紀の中期以降であり、ハンブルクやブレーメンの商人が広東を出発点とし、やがて上海・香港・漢口・天津・青島など交通要所と沿海部の大商業都市に営業基盤を築いて活動した。

中国を中心とするアジアへのドイツの経済進出はまたドイツ帝国主義の対外政策の中に位置づけられて展開された。本稿は、この経緯を実証的に確認する作業から始め、次に銀本位制下の中国経済社会の未発達な金融・商業機構、その中で「外国資本の活動を補助する土着中間商人」としての買弁および伝統的な金融業者、錢莊について考察する。いわば、国際銀行が活動する歴史的・社会的背景について解明するのである。

そのうえで、1875年、ドイツ銀行の東アジアからの撤退以降、次第に増大するドイツと東アジア間での商業取引と同地域における信用供与の必要性から、ドイツ政府は「海外ライヒスバンク」の設立を発案する。この構想は挫折したが、1889年、ディスコント-ゲゼルシャフトが幹事銀行となり、紆余曲折を経てドイツ主要銀行の大半の参加によってドイツ・アジア銀行が設立された。この設立のプロセスについて最近の研究成果を踏まえて追究する。

### <キーワード>

中国の近代化、ドイツと中国の経済関係、ドイツの植民地政策、ドイツ・アジア銀行、ディスコント-ゲゼルシャフト、ドイツ銀行、ゼーハントルンク、膠州湾、上海、青島、錢莊、買弁、チョップ・ローン（折票）、莊票、匯票、上海両、ビスマルク、リヒトホーフエン

### 1. 黎明期のドイツと中国の関係

満州王朝（清）建国後の順治帝治世下の1646年、シャル・フォン・ベル（Schall von Bell）が帝室天文暦局と北京天文台の長官に任命され、1664年にヨーロッパ暦を導入したのが、ドイツによる中国近代化の嚆矢であった。

17世紀末には、すでにフォン・ライプニッツ（G. W. v. Leibniz）の中国とヨーロッパの文化交

流の記述, “Novissima Sinica” が刊行されたものの, 経済関係の端緒としてはドイツの船舶が中国まで航行し, 茶や陶器などの物品を持ち帰って1731年9月にハンブルクへ帰港したプロイセンの帆船『アポロン号』まで待たねばならなかった。

1772年, フリードリヒ2世の創意で海外商事会社(所謂ゼーハンドルンク, 詳しくは後述。See-Handlung-Gesellschaft) を設立し, 広東までも航行可能となった。

1842年, 中国とイギリス間のアヘン戦争終結で締結された南京条約によって国際貿易のために福州・寧波・広州・廈門・上海が開港。翌年の北京追加条約はドイツを含めたヨーロッパ諸国にも契約港使用の平等権を付与し, この時期を契機として中国へもドイツ商会が進出した。このようなパイオニア的商会の第1号は, アルトナのヴィルヘルム・プスタウ商会 (Wilhelm Pustau & Co.) であり, 1843年にハンブルクの銀行商会ソロモン・ハイネ (Solomon Heine) の金融支援を受け, 広東向けに商船を仕立て, 45年同地に商会を設立した。同社の後裔がロイター・ブレッケルマン商会 (Reuter Brückelmann & Co. 1899年以降) とその支店, ヘイン・ブレッケルマン商会 (Heyn Brückelmann & Co.) である。

また, 1840年代初め, バタビア(今日のジャカルタ)を根拠としていたゲオルグ・テオドル・ジームセン (Georg Theodor Siemssen) は, ドイツ製品市場としての中国の可能性を調査し, この経験から46年, 広東にジームセン商会 (Siemssen & Co. 現存) を設立し, ドイツの商会の中で最初に香港で活動した。同商会は, イギリスのジャーデン・マセソン商会 (Jardine Matheson & Co.) と同様に東アジア, とくに中国で活動する最大規模のハンブルク商会に成長した。

さらに, インド・フィリピン・中国でのビジネスの可能性を調査し, シンガポールと上海に逗留したザクセン出身の R. カルロヴィツ (R., v. Carlowitz) もまた1846年に広東に商会を開設し, その後事業拡大のため香港・上海・天津などに支店を設けた。同商会は1886年にはハンブルクにもヨーロッパ市場との関係から支店を設置した。その他, 1840年にシンガポールで設立されたベーン・メイアー商会 (Behn Meyer & Co. 現存), 1857年にはアーノルド・オットー・メイアー商会 (Arnold Otto Meyer), 1866年には香港でプレーメンのメルヒャーズ商会 (Melchers & Co. 現存) が設立され, とくに同商会は1877年に上海などへ進出した。

このように中国との経済関係は, 何よりもリスクの高い中国ビジネスの可能性を調査することから出発し, 当初は広東を拠点とし, 次第に香港・上海などの沿海諸都市に支店を開設してハンブルク・プレーメンとの交易関係に基づいて拡大していった点に特徴があった。

当時の貿易品目は中国の海関統計によれば, 輸入品は, 茶・生糸・絹織物・香料・陶磁器・真珠層・塗り物などであり, 輸出品の大部分はまず安価な中古品で, その後ウールの布地・綿糸に変わったようである。<sup>1)</sup>

1) Kotzel, W., “Zeittafel der deutsch-chinesischen Beziehung”: CHINA aktuell, Septmber, 1996, S.878-880 und Eberstein, B., “Kaufleute, Konsuln, Kapitäne: Frühe deutsche Wirtschaftsinteressen in China”: Tsingtau— Ein Kapital deutscher Kolonialgeschichte in China (1897~1914) von

## 2. ドイツと中国の貿易関係

### (1) 中国商業中心地

ベルリーナー (S. Berliner) によれば、1910年代までの中国において、輸出取引の重要地域は大規模生産地との関連で北部・中部・南部の3つに区分できる。このうち、中部地域が最大かつ最重要であり、チベット・雲南・四川の諸省から揚子江流域の安徽・江蘇・湖北・湖南・江西・浙江などの諸省が属する。

同地域の最大の交通動脈 (Verkehrsader) は、揚子江であり、河口近くに位置する上海は中国における商業都市のセンターである。またそこから大型蒸気船で2日半遡上すると輸出の増大で近年飛躍的に発展した漢口 (現在の武漢) に到着し、この両都市の間に鎮江・南京・蕪湖・九江などの一連の都市が並んでいる。鎮江と南京は鉄道で上海とも連絡されているが、後者は輸取引については天津—浦口 (Pukow) 鉄道の開設以降、安徽・湖南の物産の積み替え地となっている。他方内陸にある商業都市、南昌は鄱陽湖が浅いため商品の搬出には困難を極めたが、常德・長沙・沅江などは洞庭湖の湖畔にあり、ジャンクと小型蒸気船の航行が可能で、揚子江とも連絡していた。漢口より上流では宜昌・重慶・叙府 (現在の宜賓) が重要である。宜昌までは大型の河川蒸気船が航行されたが、ここから山地となるため揚子江の流速は著しく増加し、特別に建造された蒸気船とジャンクが用いられた。そして宜昌—重慶区間は往復で蒸気船の場合は6日間、ジャンクの場合は30—60日を要し、そこから叙府まではボートと小型ジャンクで連絡されていた。これら揚子江流域の都市の中で上海と漢口のみが貿易都市として機能し、それ以外はこの両都市に依存していた。したがって、外国の商会は、売買は上海と漢口のみで行い、その他の都市に支店を設置したとしても買い付けだけであった。

次の北部地域には甘肅・陝西・山西・直隸 (Chili)・山東などの諸省が属し、その中心都市として天津の役割が格別である。ただ、同市の港湾は冬期には氷結するため、この期間は、天津と鉄道で直結する秦皇島港を経由して行われる。また日本によって租借された遼東半島の境界にある營口港に隣接する牛莊、北京—天津鉄道と連絡するカルガン (Kalgan, 現在の張家口) がある。山東省では青島のみが重要であるが、絹のみの輸出港として芝罘 (Chefoo 現在の煙台) もあげられよう。満州では南満州鉄道の終着駅の大連が最重要中心地である。

さらに、南部地域は福建・広東・貴州・広西壮族自治区などの諸省から構成され、この地域の中心都市は広東と香港である。ただ、前者は貿易中心地であったが、大型蒸気船の航行が不可能なため、商品は河川蒸気船とジャンクで香港に運ばれ、そこで船積みされた。同地域の主要な交通動脈は西江とこれに交差する支流、北江・東江・柳江・漓江からなり、これらの河川を通して内陸部から物品が広東と香港へ送付される。閩江河口の都市、福州は茶取引で著名であり、シーズン期間中は直接船舶が帰港するが、それ以外の時期は香港が積み替え港として利用される。この福州に依存しつつ同様に茶取引を行っているのが汕頭である。さらに、従来から台湾貿易で著名なのが廈門であり、いずれも香港を通してのみ海外と取引しうる。

だが、ベルリーナーによれば、このように中国貿易を中心とした経済圏について3つに区分したとしても、必ずしも厳密なものではない。実際には、北部と中部の両生産地域の境界は、広い平地と天津—浦口、北京—漢口、山東鉄道などの開設によって不明確となり、たとえば、河南の生産物は両地域の港より輸出されるに至った。これに対し、山東省は地理的には、北部に属するとはいえ、経済的にはほぼ独立の地域を形成している。雲南省は中部と南部のいずれにも属すとみなされているが、同時に雲南—老開（Laokai）路線によってトンキン湾経由の輸出も増大している。福建省は地理的・気候的には南部地域に組入れられるが、航行可能な河川と連結した良港を有するため、多くの地域と独自の関係を築いて発展している。チベットの商品は、揚子江や北部の港、とくに天津へ送付される。モンゴルの商品は満州を経由して輸出されるが、毛皮・ラクダの毛などはウルガ（Urga、現在のウランバートル）とキャフタ（Kiachta）を経由してシベリアに送られ、そこから鉄道でロシアや他のヨーロッパ諸国に輸送される。そのため、モスクワはこのような商品の重要な集散地であった。満州は独立した経済地域とみなされ、主要な輸送手段は日本に租借された地域に設置された鉄道である。<sup>2)</sup>

したがって、以上の点から集約すると、中国の輸出取引中心地は、西江流域の香港と広東、揚子江流域の上海と漢口、北中国の天津、山東省の青島の6港湾都市に限定しうる。なお、それ以外では、豆関係で大連、生糸で芝罘、茶で福州もあげられよう。

ただ、問題はこれらの貿易中心地の意義について、中国の税関統計の数値に基づいて判断する場合である。極東の大積み替え地である香港は、統計上、外国として取り扱われているが、中国における総貿易高のほぼ3分の1はここで行われる。ところが、広東と九龍（Kowloon）＝香港、同様に上海と漢口に関する数値も明確に区分されていない。それに加えて、ヨーロッパ宛に仕向けられた大量の商品がロンドン向けに船積みされ、そこから各国に配布される。また、中国に定着したドイツ企業の意義についても注意を要する。ドイツのみならず、イギリス・アメリカ・その他の国との取引量も相当多いからである。

なお6大貿易中心地の取扱商品の特徴は次の通りである。漢口は、種子・皮革・豆類・茶・綿花、上海はこれに加えて絹、とくに生糸が著名であった。天津は毛・種子・綿花・やすり・剛毛、また青島は蘘紐・ピーナツ、広東の大量取扱商品は絹のみであったが、莫蔞・皮革・花火・香料なども輸出された。このような中心地で活動する外国企業の国籍については、上海・香港・広東ではイギリスの影響が圧倒的に大きかったが、漢口ではドイツ、天津ではドイツとイギリス、そ

2) 19世紀後半から20世紀10年代に至る清帝国の変貌の中で国内に関する国家的交通・通信体系の近代化に関しては、中国語文献に基づき詳細に追究した千葉正史著『近代交通体系と清帝国の変貌』、日本経済評論社、2006年、を参照。

3) 1890年以前の漢口の発展を茶輸出取引と関連付けて、伝統的金融機関、山西票号の役割と外国銀行、とくに香港上海銀行の活動から検討した蕭文嫻の研究（蕭文嫻「清末上海金融市場の形成における伝統金融機関山西票号の役割」『経済史研究』第9号2005年12月）、また1890年代後半、ドイツ油脂工業の発展は原料としての良質な胡麻、主として中国産胡麻に依存し、その輸出地が漢口であったと指摘した黒田明伸の研究（黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、1994年、228-240頁）および香港上海銀行とドイツ系商社の関係（後述）、さらに1890年の8,570万マルクから1913年の5億3,780万マルクへと6.3倍も急増した油脂種子を含む油脂作物全体の輸入（Hoffmann, W. G., Das Wachstum der Deutschen Wirtschaft seit der



して青島ではドイツの影響が支配的であった<sup>4)</sup>としている。

## (2) ドイツ商社の活動とドイツ経済圏の拡大

19世紀の第3四半期以降の中国貿易に参加したドイツ企業とドイツ人について、ブランド (M. v. Brandt) の調査によれば、第1表の通りである。1897年には、参加企業全体の16.4%、人数の8.1%を占め、20年間で着実に増加する傾向にあった。

第1表 中国貿易に参加したドイツ企業とドイツ人

(単位：社数および人数)

	外国系企業全体	ドイツ企業	駐在外国人全体	駐在ドイツ人
1875年	343	52	3,579	367
1891年	547	82	9,067	667
1897年	636	104	11,667	950

(出所) Brandt, M. v., China und seine Handelsbeziehungen zum Auslande, besonderer Berücksichtigung der Deutschen, Berlin 1899, S. 90.

そして、当時ハンブルク港から中国へ輸出された主要な商品は毛織物・良質な鉄製品・針・マッチなど日常生活品やアニリン染料・機械などの工業製品が主体であった。逆に、中国から輸入された主要な商品は、羽毛・茶・樟脳・皮革・カシア油 (香辛料) など中国の特産品であった<sup>5)</sup>。また、数年後に行われた1900年代初頭のドイツ海軍省の調査では、ドイツ商社は、主として8つの都市、すなわち福州・広東・南京・漢口・上海・廈門・天津・宜昌などに拠点を置き、企業数で150社、自己資本と負債の総計で1億2,500万マルクを用いて活動していた。そのうち主要拠点の上海に75社、天津に38社が存在した。さらに1900年末、イギリス植民地、香港においても20社の卸売商社と8社の小売商社が活動していた。そしてこれらの商社によってドイツと中国間の商取引は、年々拡大していった。<sup>6)</sup>

ㄨ Mitte des 19 Jahrhunderts, Berlin. Heidelberg New York, 1965, S.526 und 542) などは、漢口の発展とドイツ系商社進出の関係を示す背景の傍証となろう。確かに、1908年のブレーメンにおける中国からの総輸入額、1,226万マルクの内胡麻種子は300万マルクで1位、2位は茶の250万マルクであり、この両品目で半分近くを占めている。ただ、1904年のブレーメン商業会議所の年報には以下のような記述がある。「揚子江地域を特別なイギリスの権益領域として示そうとするイギリスのあらゆる試みにドイツ側から断固として対抗しなければならぬ」とあるように (Gehrke, F., Bremens Warenhandel und seine Stellung in der Weltwirtschaft, Jena, 1910, S.66-67), この地域においてもドイツの進出は漸く地歩を占める段階に至ったとみるべきであろう。

4) Berliner, S., Organisation und Betrieb des Export-Geschäft in China, Hannover 1920. S.7-13.

5) 1897年のハンブルクから中国向けの主要な輸出品とは次のようなものである。①毛織物および半毛織物 (2,107), ②アニリン染料 (1,596) ③毛糸および半毛糸製品 (983), ④良質の鉄製品 (883), ⑤水銀 (790), ⑥針 (630), ⑦マッチ (455), ⑧服飾雑貨品 (428), ⑨小銃 (422), ⑩機械 (395), また、同年の中国からの主要な輸入品は、①羽毛 (2,979), ②茶 (2,297), ③生樟脳 (2,296), ④乾燥牛皮 (1,689), ⑤剛毛 (1,345), ⑥中麁 (1,066), ⑦毛皮 (973), ⑧カシア・リグネア (670), ⑨カシア油 (590), ⑩鞣皮および藁細工 (615), ただし、( ) 内の数字単位は1,000マルクを表す (Brandt, M. v., 1899. S.138.)。

6) Die Entwicklung der Deutschen Seeinteressen im letzten Jahrzehnt von Marineamt, Berlin, 1905. S.155.

ベルリーナーはまた、これらのドイツ商社を個別的に取り上げて、次のように分類している。まず、大手商社は輸出入の両業務を行い、支店を上海・漢口・天津・香港・広東、一部は青島などのすべての都市に配備していた。1840年代には、すでに中国に進出していたジームセン商会、カルロピッツ商会、その他にアルンホルド・カルベルク商会 (Arnhold Karberg & Co.)、メルヒャーズ商会などがここに属した。第2は、輸入よりも輸出を主体とする商社であり、ガルレス・ベルナー商会 (Garrels, Boerner & Co.) とシュナベル・ガウメア商会 (Schnabel, Gaumer & Co.) などがこれに該当する。また、地域に特化した商社活動としては、上海—漢口に支店を設置したチャイナ皮革輸出商会 (The China Hide & Skin Export Co.Ltd.) とフルマン社 (Fuhrmann) などがある。それ以外では広東に支店を設置したジェブセン商会 (Jebesen & Co.)、ザンダー・ヴィーラー商会 (Sander, Wieler & Co.) とロイター・ブレッケルマン商会 (Reuter Broeckelmann & Co.) など。また、このような分類の次にベルリーナーは、特別な商品の輸出に従事した商社をあげている。例えば、茶では福州のジームセン商会、皮革では上海と漢口のチャイナ皮革輸出商会および天津と漢口のチャイナ・ジャバ・エクスポート商会 (China & Java Export Co.)、さらに羽毛取引については、上海の3社、シュトラウス商会 (Strauß & Co.)、フェルディナンド・ボルネマン商会 (Ferdinand Bornemann & Co.) と Fr. ライバー社 (Fr. Reiber) その他の特色ある商社としては、綿花のボルフ・ゼーネ商会 (W. Wolf & Söhne, 上海) と中国ガラスのマックス・ミタック商会 (Max Mittag, 上海・漢口) が著名であるとしている<sup>7)</sup>。ただ、これらの商社の個別的な規模と取引高と問題点については必ずしも明らかではないが、当時の中国と近隣諸国の貿易推移を1900年と13年とを比較すれば (第2表参照)、全体としてはドイツのこれらの地域に対する輸出は2.3倍、また同地域からドイツの輸入は2.8倍である。その中で、ドイツの中国からの輸入は3.6倍と急増し、とりわけドイツ・中国間の経済関係が緊密に構築されていったことは明白である。問題は香港の内訳であった。1904年度の海軍省統計では、輸入額<sup>8)</sup>3,960万マルク (うち香港は200万マルク)、輸出額5,290万マルク (うち香港は720万マルク) であったから、ドイツの中国に対する貿易量に関する限り、数値的には必ずしも高いウエイトを示して居る訳でもなかった。

第2表 ドイツとアジア間貿易の推移

(単位：100万マルク)

	1900年		1905年		1913年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
中国	35.9	47.2	42.9	83.9	131.0	127.3
日本・朝鮮	16.4	70.5	20.4	84.8	46.6	123.8
英領インド	204.3	56.3	277.8	86.0	541.8	150.7

(出所) Statistisches Jahrbuch für des Deutsche Reich, 1905, 1910 und 1914より作成。ただし、中国には香港の輸出入を含む。

7) Berliner, S., 1920 S.10-12

8) Marineamt, 1905. S.156.

第3表 ドイツ植民地の貿易高 (1903年)

(単位: 1,000マルク)

植民地名	貿易総額 (a+b)	輸出総額 (a)	輸入総額 (b)
トーゴ	9,721	3,616	6,105
カメルーン	16,565	7,139	9,426
ドイツ領南アフリカ	11,375	3,444	7,931
ドイツ領東アフリカ	18,242	7,054	11,188
ニューギニア	4,121	1,207	2,914
マーシャル群島	1,020	522	498
カロリン諸島	1,624	771	853
膠州湾地域	34,554	8,909	25,645
サモア	4,066	1,385	2,681

(出所) Marieneamt, 1905. S. 241

このドイツの対中国貿易に対するドイツの地位に関して、ミュラー・ヤブシュ (Müller-Jabusch, M.) は次のように注意を促している。「再三、強調される必要があるのは、本来的なドイツ・中国間取引の規模に基づいてのみ判断してはならないということである。ドイツ企業はドイツと中国間の取引だけではなく、他の諸国との取引も仲介している。ドイツ・アジア銀行がドイツ企業のみではなく他国の企業とも取引をしているのと同様にドイツ系在中国企業 (deutsche Chinafirmen) もまた他国の銀行とも取引しているからである<sup>9)</sup>」。

ドイツ系企業が中国との貿易において、ドイツ・中国間の取引に限定されることなく、欧米諸国との取引においても活動をしていたことと同時に、中国はまたドイツにとって海外最大の貿易量を有する植民地、膠州湾地域を含んでいた (第3表)。

だが、H. ステッカーの論文『1860-70年代におけるプロイセン・ドイツの中国政策』によれば、1860年代初頭に至るまで、プロイセンのビスマルク政府 (Bismarck-Regierung) は極東政策には殆ど関心を払わなかった。同政府の本格的関与は、1868年、カルロヴィツ商会の請願を契機に、諸列強と同様にドイツもまた中国海域に戦艦 (Kriegsschiff) を恒常的に派遣する決定を行ったことから始まった。翌年、イギリス公使オルコック (Alcock) の条約改正への働きかけに対して、ビスマルクはドイツ公使レフューズ (Rehfues) に支援するように指示しており、また、同年、このレフューズの努力によって「ドイツ資本主義の利益拡大」のために海関 (Seezollverwaltung) の税務司 (Dienststelle, 身分は中国官吏である外国人が税関を管理する) にドイツ人の任用がイギリス人に次ぐ員数を獲得することに成功した。独仏戦争期間中は「ヨーロッパの共同利益の保護」の下、独仏両国首脳は中国における「中立化への了解」を表明した。そして「増大するドイツの商業上・航海上の利益は海軍による保護と場合によっては既存の条約に対するその支援を必要とした」ことにより、「戦闘時の避難地」(Zufluchtsort) と「給炭港」(Kohlenstation) としての「安

9) Müller-Jabusch, M., Fünfzig Jahre Deutsch-Asiatische Bank 1890-1939, Berlin, 1940, S.138.



全な場所の確保がドイツにとって緊要な課題」となった。この時期、既にビスマルクと親交のあった地理学者リヒトホーフエン (v. Richthofen) は「濰縣」(Wei-hsien) の石炭採掘地域を訪れた際、同地域が膠州湾近隣に位置していたから、これらの両方を鉄道で連結させるという構想を立て、このプランを1882年、政府基金の全面的な支援によって公刊された彼の『中国著作集』(China-Werke) 第2巻によって明らかにした。周知のように、その後の山東省で展開されたドイツ植民地政策の原型がここにみられるのである。<sup>10)</sup>

この中国植民地政策の論点をめぐって、本格的にドイツ進出の契機となったドイツ銀行業シンジケートによるドイツ・アジア銀行設立以前の1880年代中期までは、「重工業によるドイツ中国事業」、とりわけ「自己金融によるドイツ軍需産業」(die sich selbst finanzierende, deutsche Rüstungsindustrie)、具体的にはクルップ (Krupp) 社の「販売活動」およびこれと関連したドイツ外務省の動向に焦点をあてて追究したのがハルガルテン (Hallgarten, G. W. F.) の『1914年以前の帝国主義論』であった。ここでは、まず、ドイツ外務省の「最重要」課題として、イギリスから独立した「ドイツ艦船」の「給炭港」設置問題が取り上げられた。ドイツ帝国当局内で長期間の検討の結果、リヒトハイム「構想」が「装いも新たに」提起された。これに中国専門家たちによって「艦船居留地」という「工業上のドイツ進出の出発点」設置のみに制約されることなく、「熱望する目標」(ersehtes Ziel) が付加された。「中国の開拓、すなわち外国移民と外国資本に対する領土の開放、石炭鉱山の経営、鉄道網の敷設、全ての種類の機械工業の導入、などをあらゆる手段を用いて実現すべきである」とする目標がこれであった。ドイツのアジアにおける拠点としての「膠州湾地域の選択」は、駐在ドイツ公使シェンク卿 (von Schenck) と帝国海軍省が一致して推進した。その意味では、ハルガルテンの見解はドイツの対中国進出の枠組みの中で、ドイツ帝国主義の「内外政策」主導において政治的・軍事的勢力の役割を強調するものであった。<sup>11)</sup>

いずれにせよ、東アジアにおけるドイツ経済圏の拡大と充実は、この租借地の山東省に止まらず、中国全域に広がっていった。実際、1914年の時点に至ると、中国は最も多くのドイツ外務省専門職員（総領事と領事の合計17名）が派遣された国家の一つになり、ドイツの対外政策にとつ

10) Stoecker, H., "Preußisch-deutsche Chinapolitik in den 1860-70er Jahren: " Imperialismus (Hrsg. von Hans-Ulrich Wehler), Köln und Berlin, 1970, S.242-246, 248 und 252-254. 税務司としては高級官吏には14人、下級官吏には8人、さらに5人の青年を追加した。また、派遣された戦闘艦は2隻、それ以外にあらたに、河川航行用の喫水の浅い砲艦が2隻建造されることとなった。そして、リヒトホーフエンの著作に関しては、皇帝特別基金 (der kaiserliche Dispositionsfonds) とプロイセン文部省と商務省の基金 (Fonds der preußischen Kulturs-und Handelsministerien) により支援された (Stoecker, H., 1970, S.243-244 und 254)。および浜下武志著『近代中国の国際的契機』, 1990年, 東京大学出版会刊行, 185-186頁。

11) Hallgarten, G. W. F., Imperialismus vor 1914, Erster Band, München, 1963, S.402-404, 411-414, und 418.

ただ、資料価値とは別に「ビスマルク時代のドイツ植民地政策の背後」には、「成立しつつあったドイツ金融資本の利益の中で、この政策が展開された」という枠組みの下で「80年代の植民地合併 (die kolonialen Annexionen) を個々の資本家の直接的な営為に帰結させたハルガルテンの試み」には、モムゼン Mommsen, W.J. の厳しい指摘がある。かれによれば「ビスマルクの『帝国主義』は1873年から1894年のいわゆる大不況を背景として、まず国内政策の目標設定、そして同時に伝統的な様式の武力政策 (mächtropolitisch) にその検討課題が求められる」からであるとし、ハルガルテンの枠組みそれ自体を批判している (Mommsen, W.J., Der europäische Imperialismus, Göttingen, 1979, S.114.)。

でも最重要拠点国家の一角に位置づけられたのである。<sup>12)</sup>

### (3) 中国国内取引の仕組み——買弁の役割

ヨーロッパ諸国が後進国へ経済進出する場合、基本的問題は現地の経済システムへの対応であった。商業取引に関して、ビーダーマン (H. Biedermann) は、アジアとオリエントと東アフリカの例を取り上げて次のようにいう。「ヨーロッパ人とその土地の本来の住民との取引を仲介する住民集団が存在する。中近東ではギリシア人とアルメニア人、東アフリカではアラブ人、前部インドではゾロアスター教徒、シンガポールと後部インドでは中国人などがこれである。これらの人々は、現地の住民と現地の言葉で会話し、取引・交渉した。すなわち、商取引において極めて上手で有能であった」<sup>13)</sup>と。

中国においても事情は同様であった。ただ、ドイツ商社が進出する以前、すでに中国はイギリスの強い影響下にあり、しかもイギリス・アメリカ両国の商取引の影響が強かった。したがって、企業および取引に関する書類には英語が使用され、英米以外のヨーロッパ商社および現地の中国商人もまた英語を用いた。この点が、統計数値に表示されない問題であり、結局ドイツ商社は通訳を介して取引を行うという不利な商慣行を受け入れざるをえなかった。とはいえ、イギリス領事、ブレナン (Brenan) の『チャイナ・アソシエーション』によると、「殆どすべてのドイツ商社には、少なくとも1人のドイツ社員または職員が中国語を話した」と報告しており、「稀にしかいなかったイギリス商社」と較べて固有のアプローチ方法を模索していたようにみえる。<sup>14)</sup>

だが、一般的には、中国商人自体が流暢な英語を話した広東以外では、中国で貿易を営む外国商社には、現地商人との間の取引を仲介する「買弁」<sup>15)</sup> (Komprador) の役割が不可欠であった。総じて、輸出商品の場合には、まず外国商社の職員が購入商品を決定し、これに応じて買弁が「誰から購入するか」を選定した。個々の中国商人の提供品およびその競争相手も熟知していたため、いわば取引中心地の市場動向を方向づけることも可能であった。買弁は、天津においては、商品の委託販売を引き受けている場合が多かった。買弁は自分が雇用されている外国企業に販売するが、ここでは委任関係は表面化せず、ただ外国企業には販売者として委託を受けた中国商人の名前を示すにすぎない。買弁が仲介した契約を保証するため、中国商人の名義はここでは殆ど役割を果たしていない。買弁はまた自分の購買組織を利用し、生産地では当事者として購入する場合も稀ではない。ここでも形式的には買弁関係は成立し、この取引から購入手数料を受け取るが、

12) ドイツ外務省の派遣した専門職員数に限定すれば、トルコ25名 (ただし、総領事と領事は14名)、イギリス植民地22名、ロシア21名、アメリカ合衆国21名、の順序である。ただ、各国のドイツ大使館員全体の員数では、イギリス植民地95名、イギリス83名、ロシア81名、トルコとアメリカ合衆国70名、中国52名、日本は13名であった (Schuchhart, Th., Die deutsche Außenhandelsförderung unter besonderer Berücksichtigung des Wirtschaftsnachrichtenwesens, Berlin, 1918, S.68-69)。

13) Biedermann, H., Der Überseehandel, Berlin, S.9.

14) Schrameier, Die Deutsch-Chinesischen Handelsbeziehungen, Berlin, 1917, S.14-15.

15) ミュラー・ヤブシュによれば、この用語は「ポルトガル語」から発生し、もともとは「外国人が言葉を習得するためには、何年間も必要であった」ことから生じた「中国と日本における取引の特殊性」に依存していると説明している (Müller-Jabusch, M., 1940, S.34-35)。

実際には買弁が自ら商人となり、利潤を含ませている。さらに、買弁自体が商人である場合には自己計算で商品を購入してより高い価格で転売し、手数料の確定も意のままである。このように取引形式は様々である。買弁の収入は、通常、外国企業から受け取る確定報酬（多くはない）と中国商人によって支払われる購入手数料（商品の種類に応じて1/4%～2%の幅がある）から成り立つが、それ以外にも中国商人から「外国商社に秘密の手数料」（der Firma unbekannte Kommission）をも受け取る。したがって、買弁は必ずしも外国商社の利益のみを追求しているわけではない。ただ、買弁の利益も雇用された外国企業の発展に基づいており、また外国企業も競争相手の状況から雇用した買弁の成果を評定している。他方、輸出業務に係わる買弁の地位は中国商人にとっても所望するものであるから、その限りでは買弁の自由度もまた制約されていたといえよう。

また、買弁は取引仲介人としての活動以外にも事務処理を行っており、彼の下で働く中国人職員を自分で雇用するかあるいは自分の推薦により外国商社で雇用する。

そして、当時の中国通貨事情は劣悪であるため、外国商社は現金準備で保持する傾向にあり、しかも全ての支払い（労働者の賃金・輸送費・電話料金・修繕費・雑費・職員給料など）は買弁によって処理されていた。月末になると、このような支出は買弁によって特別な現金帳簿に記帳され、その残高が精算された。これ以外にも買弁は、通常、中国商人の納品あるいは中国商人に与えられた前貸しに対する支払いを行い、かかる金額は直ちに、あるいは2、3日後に埋め合わせられた。買弁は買い付けに際して自分の雇用されている外国商社へ相当な信用を与えることも稀ではなかった。買弁は中国商人との契約を保証し、中国人職員に責任があるため、「供託金」（Depot）を寄託する必要がある。これには、有価証券、とくに抵当証券のようなものが選ばれたが、天津では、現金であり、これに外国商社は6～7%の金利を付けた。しかし、「供託金」には多くの価値を認めていなかったようである。<sup>16)</sup>

以上のようなベルリーナーの買弁活動の説明は「中国社会の事情と列強資本主義」の「関係」において「歴史的に追求」する観点から、「社会的現象」として「買弁の性格」を把握した鈴木総一郎の「買弁三類型」の一つ、「典型的買弁」の規定にほぼ該当した。すなわち「一方に於いて雇用関係に立つと共に、他方に於いて請負（包弁）関係に立ち、従って、使用人の如き性格をもつとともに、独立商としての性格を併せ有する特殊の商人である」とする規定である。「行商型買弁」→「典型的買弁」→「使用人型買弁」として展開する「歴史期間に対応する」「買弁三類型」の「発展的段階」の一局面を表示するものであった。<sup>17)</sup>

16) Berliner, S., 1920. S.19-26.

17) 鈴木総一郎は「典型的なるものの内容」について次のように言う。「買弁は、外国人と一定の契約を結び、外国人営業所内に華賑房（Comprador Office の意）なる特別の事務室を有し、自ら若干の中国人を雇用して、外人の主義または華賑房の主義の下に、自己計算にて取引を為し包括的保証金を取めて、凡ての取引に関し無限責任に任ずるものであり、これに対し外人側より一定の給料並びに手数料を受ける土着商人を指す」と。これに対し「阿片戦争以前」の「前期的存在」としての「行商型買弁」は「政府の対外政策に照応する官許貿易機関であり」、「実質的には政府及び官僚に従属し、外人との関係に於いては、独立商としての地位は勿論、優越的地歩が確保されていた」。また「使用人型買弁」は「二十世紀に至り、北伐以来、濃厚になった」「買弁排除の傾向」、つまり「買弁没落過程」にあったものである。内容は「独立商たる資格を全然喪失し、一に雇用関係に立つ外国資本に従属し、一定の給料及び手数料の報酬をうけて、取引の保証に任じ、外国資

ベルリーナーは、まさしく天津で輸出業務を営むハルム&ボルター商会 (Halms & Wolter) を取り上げ、同商会の帳簿システムの中に組み込んだ「典型的買弁」の事業例を示している。開示貸借対照表 (Eröffnungsbilanz) と買弁月末金銭出納帳 (Komprador-Kasse) は次のようである。

開示貸借対照表 (1918年4月1日) (単位: 両)

銀行預金	60,000	買弁の保証出資	10,000
土地	12,000	ハルムス出資分	40,000
建物	12,500	ボルター出資分	36,000
備品	1,500		
	<u>86,000</u>		<u>86,000</u>

買弁月末金銭出納帳 (1918年5月) (単位: 両)

5/30	海外銀行宛小切手	653.00	5/7	ヤギの毛代金	440.00
			5/20	ハンブルク宛電信費	7.50
			5/25	ロンドン宛電信費	30.00
			5/25	買弁の事務用品	25.50
			5/31	買弁の給料	150.00
		<u>653.00</u>			<u>653.00</u>

この事業例の場合、出資者は資本金に6%の利子、買弁は保証出資に7%、そして、利潤が生じた場合には、持分参加者は50%の利潤を按分比例に応じて配当するように規定していた。<sup>18)</sup>

#### (4) 外国銀行と銀行買弁の関係

以上のような「買弁システム」導入は銀行業も同様であり、ライス (Reiß, A.) は「中国における外国企業の内部組織」という別な論文で、「銀行買弁」(Bankkomprador) の地位と機能について検討している。主要問題は、銀行買弁の有する「代理権」(Vertretungsvollmacht) の性格であった。これを「主人の代理として資金の受入と支払について直接的な権限を有する職員」と規定したうえで、銀行のユーロッパ系職員と同様に、「買弁によって締結された取引は、同一の民法・商法に基づいて評価される」とする見解、または「買弁の地位は統一的な法的機関ではなく、買弁に適用される買弁契約で評価される」とする見解、あるいは「銀行買弁は独立した取引の権限を持たない」とする見解等などに分けると集約し、結局、「買弁の法的地位を確定しようとするれば、特定のドイツの法的機関への包括は不可能である」という結論に至り、買弁の法的地位の規定性は極めて困難な問題であると論じた。<sup>19)</sup>ただ、ライスの言及したドイツ・アジア銀行の経験

18) 本の触手たる役割を果さんとするもの」と規定していた。その意味では、本稿で対象とするドイツ銀行、ドイツ・アジア銀行の活動した時期は、買弁が鈴木という、いわゆる「典型的買弁」およびその形態から「使用人型買弁」へ至る過渡期であったといえよう。時代の変化と共に起こる買弁の性格変化がまた「法的地位」定義の困難さに繋がったのである(鈴木総一郎「第5章 買弁制度の機構」「第6章 買弁制度の社会的根拠」『支那に於ける金融の特殊性』(小島昌太郎編)、千倉書房、1941年参照)。

18) Berliner, S., 1920. S.70, 82, und 120.

19) 買弁の「法的地位」の定義については、1883年恐慌によって破産した買弁をめぐる「在華イギリス商社に対する中国商人の支払請求訴訟」に関する裁判記録を渉猟して精査した本野英一の研究がある。そこでは、「中国商人」側では、買弁は「在華外国商社の従業員」、他方「在華外国商社」側では「独立した仲買人であ



では、情報は中国語でも知らされたが、「署名権限はヨーロッパ人にあり、買弁は代理署名権を持たなかった」とする処理事例を示している。続いて「銀行買弁の地位と雇用条件は、企業の場合と同様に必要に応じて修正が加えられる。ただ、銀行買弁の担保は通常10万両を下回らなかった。特別に馬蹄銀の慣習上の純分度、ならびに収集・支出される貨幣の種類および金地金の真正を保証する必要があるためであった」と銀行買弁の雇用条件の特殊性に言及した後、「通常、彼を管理するヨーロッパ人出納係の管轄下に置かれ、銀行金庫はヨーロッパ人出納係と買弁の共同保管の下にあり、両者は共同で金庫の開け閉めを行った。その他、就業時間中の貨幣の出し入れは買弁の中国人職員のみが行う。したがって、ヨーロッパ人は何もしない」と付け加え、現金出納と管理に関しては実際には買弁が担当していた点を明らかにしている。

当時の中国は、「銀元を本位貨とする銀本位制の法規にもかかわらず、流通貨幣は銀元に統一されず古来の秤量貨幣の遺制たる銀両が根強く残存した。この銀両は大別して庫平両、海関両、漕平両、市平両の4種であるが、これらは馬蹄銀または銀条の形で決済に授受され、銀元と並んで流通した」。そのため、「体系的な幣制が形成されず、貨幣種類の混乱、貨幣単位の不整・不安定は極端<sup>21)</sup>であった。このような「幣制上の後進性」がまた外国銀行にとって銀行買弁の特殊な専門的知識と技量とを必要とし、彼らの雇用を一層高めたのである。

『ドイツ・アジア銀行50年史』の著者、ミュラー・ヤブシュもまた「外国銀行の発展は大部分、買弁の人柄と技量に基づく」と論じ、銀行買弁の役割の重要性を力説する。さらに銀行買弁の収入源は、給料以外に銀行利子と買弁利子との差額（銀行は買弁を通じて中国人企業へ融資するが、その際、買弁は銀行の正規の貸付利子に若干上回る利子を加算して借手から徴収した）にも求められたとし、銀行買弁の独自の自己計算の基づく利潤源泉も示している。そして、ドイツ・アジア銀行もまた積極的に買弁を雇用した。最初の買弁はShu-Chun-Hung、2番目には以前ドイツ銀行上海支店の買弁をしていたLi-Chi-Ching<sup>22)</sup>であり、前者は「当初、40,000両の保証出資を義務付けられ、それ以外にも3つの銭荘によって30,000両が保証されていた<sup>23)</sup>」。さらに支店が新たに開設される度に、各支店にまたは近接する場合には兼任で新たな買弁が雇用・配置された。買弁の雇

り……手数料を稼ぐだけの存在」としている。この訴訟事件の結果は「中国人社会はもとより、在華外国人社会での買弁制度に対する信用を大きく損なうことになった」と分析している（本野英一著『伝統中国商業秩序の崩壊』、名古屋大学出版会、2004年、12章・13章参照）。また、1898年の上海の会審衙門で行われた「手形の支払い不履行に関する裁判」を取り上げた浜下武志の事例では「裁判所は買弁を独立商人と見なし、逆に銭荘はそれを外国銀行内部に位置づけた」という外国銀行・買弁・銭荘の三角関係の構造を提起し、買弁の法的地位の性格から「責任負担に見る中国的経済観念」を検討している（浜下武志著『近代中国の国際的契機』、東京大学出版会、1990年、263-274頁）。

20) Reiß, A., "Innere Organisation fremder Firmen in China",; China, Wirtschaft und Wirtschaftsgrundlagen, (hrsg. von Hellauer, J.), Berlin und Leipzig, 1921. S.164-165 und 167.

21) 谷良平「第1章 旧中国における貨幣の特質」『中国の金融制度』（所収）、（金融制度研究会著）、日本評論社、1960年、9-11頁。また、谷は次のように続ける。「金属貨幣についていえば、銀両、銀元、輔幣の3種類が存在し、秤量貨幣たる銀両は馬蹄銀、銀両幣のごとき『実銀両』として、庫平両、海関両、漕平両のごとき『虚銀両』として授受され、計算貨幣たる銀元も、外国銀円たる墨銀、清代の政府銀円たる竜洋……などがあり、品位量目を異にするそれぞれの自鑄銀円が相異なる相場で並行的に流通した」（同上）。

22) Müller-Jabusch, M. 1940, S.34-35

23) Bauert-Keetman, I., 1988, S.117.



用条件については、上海本店の給与は1ヶ月当り800上海両（1910年9月までは600上海両）、また北京支店は新規雇用の買弁に対して家賃負担として25ドル計上していた。ドイツ・アジア銀行の企業統治を主導した「事業委員会」（後述）『議事録』に記載されていた数少ない事例ではあるが、その限りでは、ドイツ・アジア銀行の買弁は、最初、「典型的買弁」として「独立商人」としての性格が見うけられるが、次第に「主人の代理として……直接的な権限を有する職員」＝「使用人型買弁」の側面の法的地位と機能が強化されたようにみえる。<sup>24)</sup>

それ以外の問題については既にライスが言及した程度のことしか明らかではないが、1911年の同行『営業報告書』の中の事例は、このような論点を具体的に提起した事件が起こった。「同様な事情は、我々の下で12年間活動してきた買弁が青島支店と濟南府支店で損失をもたらした。彼は横領金を浪費したが、我々はその大部分を担保で押さえている。目下、買弁が利子目的で調達し、銀行に返還しなかった資金の返済を求めて訴訟中である。我々は、このためにも引当金を計上した」と。<sup>25)</sup>

事件についてはすでに別稿で詳述したが<sup>26)</sup>、同年11月30日付けの『監査役会への報告書』の中で、青島の銀行倒産によって両支店共通の買弁が困難に陥ったという情報を入手し、直ちに両支店の金庫検査を行ったところ資金が不足していることから横領が発覚した。この事件は、正しく買弁が銀行金庫の共同保管者、すなわち「資金の受入と支払について直接的な権限を有する職員」としての機能を担う海外銀行のリスク問題と買弁が銀行の代理権者、すなわち「主人の代理」としての法的地位の性格規定に関する問題の両論点を象徴した難題でもあった。<sup>27)</sup>

#### （5）外国銀行と前資本主義的な伝統的中国経済システム

外国銀行は近代的銀行業の未発達な中国においては、同国の経済発展の特殊性に適応し、商業金融に支配的な影響力を有した「錢莊」（Chinesische Banken）との関係を深めることによって伝統的な中国商業社会の内部へ浸透していった。「錢莊」はかかる商業社会の内部に編成され、各地の商業慣習を熟知し、頻繁な取引活動を通して商業取引の決済システムまで構築していたからである。ただ、欠陥として資本規模は脆弱であり、個々の錢莊の営業範囲は狭かったが<sup>28)</sup>、外国資本はこの錢莊を仲介とする流通機構を利用することによって清末のギルド体制に依拠した中国国内市場<sup>29)</sup>の世界市場へ編成を可能にしたのである。

24) Protokoll der Sitzung des Mitglied des Aufsichtsrats der Deutsch Asiatische Bank von 18. June 1909. (以下 Dt. Asiat. BK. MdAR と略記) and Protokoll der Sitzung des Geschäftes-Ausschusse von 13. September 1910. (以下 Dt. Asiat. BK. Aussch と略記)

25) Deutsch-Asiatische Bank, Geschäfts-Bericht für das Jahr 1911. (以下 Dt. Asiat. BK., Bericht と略記)

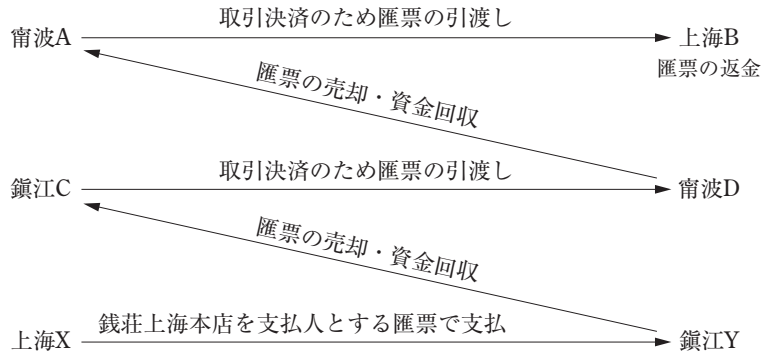
26) 「ドイツ・アジア銀行の本支店活動と営業領域の特殊性（I）」『三田商学研究』第50巻第5号（2007年12月）参照。

27) Dt. Asiat. BK. MdAR von 10. Nov. 1911.

28) 潘子豪編『中国錢莊概要』、文海出版社有限公司、1972年、243-245頁。

29) 宮田によれば、「外国貿易品の内地流通をほとんど掌握」していた中国商人、すなわち「開港場、とくに対外取引が集中した上海や香港などで、外国商人と直接取引する中国商人はその取扱う商品別にそれぞれ商業ギルドを組織した。この外国貿易商人のギルドを頂点として末端の生産者・消費者に至るまでの間、何層にも商業ギルドが重なり合っている。……このギルド体制は決して伝統的なものではなく、19世紀後半とい

第1図 匯票による「精算3法」システム



出所) 潘子豪編, 1972年, 165頁

「錢莊」の信用手段は約束手形としての「莊票」、為替手形としての「匯票」であり、また固有の手形交換制度としての「匯割制度」によって地方間の資金流通を円滑化し、国内交易のみならず、輸出入貿易と緊密に結びついていた。

たとえば、外国貿易との関係までは踏み込んでいないが、潘子豪はこの「匯票」による典型的な「清算方法」システムについてモデル（第1図参照）を用いて次のように説明している。上海に商人Xと商人B、鎮江に商人Yと商人C、甯波に商人Aと商人Dとが存在し、「交易の往来」が目下、上海と鎮江・甯波間、鎮江と甯波間にあったとする。ここでは、まず上海Xが「上海本莊付款之匯票」（錢莊上海本店を支払人とする為替手形）を取引決済のために、鎮江の商人Yに「匯票」で支払う。商人Yはこれを同地の商人Cへ売却して資金を回収する。Cは取引決済のためにこれを用いて甯波の商人Dへ「付与」（引き渡す）。Dは入手した「匯票」を同地の商人Aへ売却して資金を回収する。甯波の商人Aは取引決済のためにこの「匯票」を、さらに上海の商人Bへ「付与」し、最後に上海の商人Bはこれによって「還款」（返金）される。同一の「匯票」が3度の取引を決済手段として機能したのである。<sup>30)</sup>

呉承禧は「銀莊の為替手形（匯票）の利用」について上海綿花商による漢口からの綿花買入の事例に止まらず、また約束手形（莊票）の利用について「外国商館」と関連付け、「綿布取引」の事例をも紹介している。例えば「通常、綿布商のうち営業の手広いものは、少なくとも3軒乃至5軒の錢莊と信用取引を行っている。……貸越方法としては、錢莊がその支払手形（莊票）を振出し、それをもって綿布商が外国商館または工場から綿布を買入れ、それを顧客に売捌いた後、錢莊に返金することになっている。……この貸越こそ実に綿布商資金の重要な源泉であり、時には適当な買手がなく、しかも注文品の受渡期日は到来し、錢莊が記帳のまま、1ヶ月余も綿布商からの、返金を猶予していることもある<sup>31)</sup>」。この事例から錢莊は、支払手段としての「莊票」を

う時期特有の産物である」（宮田道昭著『中国開港と沿海市場』、東方書店、2006年、41-42頁）

30) 潘子豪編, 1972年, 163-166頁。

31) 呉承禧著『支那銀行論』玉木英夫訳、叢文閣、1939年、226-227頁。

発行するだけでなく、「往来抵押透支」(Overdraft on Current Account Secured), すなわち「当座貸越」による信用供与も合わせて行っていたことが分かる。錢莊は、それ以外の「放款」(貸付)<sup>32)</sup>業務として、なお5種類の業務も行っていた。

錢莊の発行したもう一つの重要な「票據」(手形), すなわち「莊票」(Native Order)は陳捷の説明によれば、「無記名の約束手形」であり、「最も長いものでも10日を越えることができない」期限付きの「対人信用」短期手形であった。「満期になった莊票は1日待って」、錢莊により「現金を調達して翌日に支払われた」。重要な特徴は、「莊票の本質」が「匯劃手形」であり、「匯劃」すなわち「手形交換」を意味した点にあった。錢莊はこの目的のために「集まって」「統一的な匯劃場所」, 「匯劃總會」を設立し、会員となった「錢莊と錢莊との莊票」を相殺し、清算処理する決済方法が行われた。したがって、錢莊は「莊票」の「発行全額の貨幣(銀兩)を準備する必要がなかった」としている。その限りでは、「匯劃總會」は「銀行の手形交換所」と同類であった。<sup>34)</sup>

以上のような信用手段を利用して「商品売捌きと原料買付のための必要な貨物代金の為替取組や決済」を行っていた錢莊と外国資本の取引関係の構図について、谷良平は許滌新の『官僚資本論』に依拠しながら、次のように描いている。やや長くなるが、引用しよう。「外国商品が輸入されると、錢莊は輸入商に代わって『莊票』と『公單』<sup>35)</sup>を振出す。外国銀行はこれによって錢莊から現金を受け取る。土産物が輸出される場合には、輸出商が受けとる『洋款』(外貨手形)と『公單』は、これまた錢莊を通じて外国銀行に兌換もしくは決済してもらう。外国銀行は手持ち資金を貸付ける場合には、錢莊の手を通じなければならない。そして錢莊は、その『莊票』が市場で流通できるようにするためには、外国銀行にかかえられている買弁の推薦を必要とするし、資金の融通面でも外国銀行のバックがなければならない。錢莊が発行する莊票、とくに長期の莊票は、外国銀行がいつでも引受ける保証をすればはじめて市場に流通することができる。でなければ、外国輸入商社は、輸入品代金の決済に莊票を受けとらない。外国銀行とこのように提携しながら、錢莊は外国商人に日々便宜を提供し、同時に、外国商人からはたえず手数料もしくは手当をもらってふとる<sup>36)</sup>」。

厳密な記述とは言えないが、封建的性格の残存する中国商業社会において、錢莊、中国人商人、

32) 潘子豪編によれば、「放款」(貸付)業務の他の種類として(1)「浮缺」は「活期放款」(Call Loan), (2)「長缺」は「定期放款」(Fixed Loan)で、3・6・12ヶ月貸付, (3)「信用放款」(Fiduciary Loan)は担保物件および保証人も必要としない「借款者之信用」のみに基づく「対人信用」貸付, (4)「物保放款」(Loan on Security)は、「担保品」として「生金銀・外国貨幣・各種有価証券」と不動産の所有権証書たる「田地契據・房屋契據」に基づく貸付, (5)「人保放款」(Cash Credit)は「保証人之信用」に基づく貸付, であった。またこれらの「放款」業務を行う資金源として、錢莊は「存款」業務を行い、これには「活期存款」(Current Deposit)と「定期存款」(Fixed Deposit)の2種類があった(潘子豪編, 1972年, 67-78頁)。

33) 陳捷著『近代中国伝統金融機関史』国際書院, 1998年, 43-47頁, 56-57頁。

34) 潘子豪編, 1972年, 192頁。

35) 「公單」とは陳捷によると、「上海錢莊が同業者間の決済のために発行した一種の信用手形であった」としたうえで、「4段階」にわたる「上海錢莊の手形処理」の「非常に煩瑣」な事例を説明している(陳捷著, 1998年, 44-46頁, 62頁)。

36) 谷良平, 1960年, 30-31頁。

買弁、外国商社、外国銀行の取引関係の位置づけが明らかとなろう。

「錢莊」は、上の引用も指摘するように、資本規模も小さく資金吸収力にも限度があったため、外国銀行に依存せざるをえなかった。そして、外国銀行の供与した錢莊に対する「信用貸付」がチョップ・ローン (Chop loan「折票」<sup>37)</sup>) である。

呉承禧はウェーゲルの記述 (Wagel, S. R., *Finance in China*, 1914) に基づいて、「錢莊の活動資金は殆どその大部分が外国系銀行の『折票』に頼っていたものであり、当時の外国系銀行は極めて豊富な遊資を持っていたので、大いに錢莊への資金供給を喜んだ」と書いている。<sup>38)</sup> チョップ・ローンは、具体的には「銀行買弁の保証および莊票の寄託 (Garantie des Bankkompradors und Hinterlegung eines bank chops) 以外に抵当のない」錢莊に対する外国銀行の「兩建貸付」(Tael-Vorschuss) であるが、<sup>39)</sup> その貸付方法の特徴に関して、西村はさらに踏み込んで「輸入はね (跳ね返り) 金融と輸出前貸金融を結合したものであり、この方法によって「直接に中国人商人に前貸をすることなく」、外国銀行は「錢莊」を仲介して「中国人商人に貸付けた」のであったと意義付けている。<sup>40)</sup>

ドイツ・アジア銀行もまた「錢莊」との関係をチョップ・ローンによって深めていくが、中国地域の全店舗における総貸出規模は明らかではない。ただ、1908年5月30日付けで香港上海銀行本店へ送付した同行上海支店オラム (Oram) の書状 (その中には各外国銀行のチョップ・ローンに関する「有益なデータ」が含まれていた) によれば、ドイツ・アジア銀行は205万上海両であった。<sup>41)</sup> この金額をドイツ・アジア銀行上海本店のみに該当すると仮定すれば、同年の「債権」勘定の50%を占めた。<sup>42)</sup> その翌年、詳細は不明であるが、ドイツ・アジア銀行の「事業委員会」『議事録』は245万上海両を「錢莊」に「無担保で融資する」問題が上海本店から提案されたことを書き記している。<sup>43)</sup> ただ、このような数値に他店舗の錢莊に対する融資も含まれているとすれば、やや緩和されるとしても、少なくとも上海で活動する外国銀行にとっては、「錢莊」に対する「信用貸付」=チョップ・ローンの規模は「債権」総額の中できわめて高い割合であることには変わりなく、したがって「錢莊」との関係は非常に重要な融資領域を形成していたといえよう。ところが、1910年のゴム株投機、1911年後半の辛亥革命の勃発によって「錢莊」が大打撃を蒙り、とりわけ

37) 「折票」とは「手形の割引」または「証書を引当てにする貸付」を意味するが、事実はチョップ・ローンを指し、1930年代前半には、この用語は使われなかったようである (呉承禧著、1939年、245頁)。

38) 呉承禧著、1939年、223-230 および243-245頁。

39) Reiß, A., 1921, S.177-178.

40) 西村閑也「香港上海銀行、1870-1913」『金融構造研究』、第29号、2007年、29-30頁。

41) Nishimura, S., "The Foreign and Native Banks in China Chop Loans in Shanghai and Hankow Before 1914" *Modern Asia Studies* 39, 1 (2005), pp.118-119.

42) 1906年のドイツ・アジア銀行全体の「債権」額1257万5306.74上海両のうち、上海本店分の「債権」額276万4599.82上海両の割合は約22%であった (拙稿「ドイツ・アジア銀行の財務諸表の構成と本支店間の取引関係」『三田商学研究』〔第50巻1号、2007年4月刊〕の第2表「ドイツ・アジア銀行総合貸借対照表〔1906年12月31日〕を参照)。この数値を基準にして、1908年のドイツ・アジア銀行の「債権」額1868万4019.33上海両 (Dt. Asiat. BK. Bericht von 1908) から推定すれば、チョップ・ローンの205万上海両は、上海本店分のほぼ50%に該当する。

43) Dt. Asiat. BK. Aussch. von 28. Aug. 1909.



上海と漢口の営業店で不良債権化したチョップ・ローンが大々的に発生した。

その結果、これらの2度にわたる経済的大打撃によって上海銭荘の倒産が続出し、「かかる『折票』関係はもはや行われなくなった。それ以後『折票』取引は外から内へ、外国銀行から内国銀行へとその地位が転移した」。ただ、「外国銀行と銭荘との関係は『折票』の停止によって完全に消滅したのではなく<sup>44)</sup>、依然として少なくない」金額が貸付けられているが、「信用貸付」から「担保貸付」へ変わっていったのである。

ドイツ・アジア銀行の活動した東アジアの領域、とくに中国の金融システムは、以上のような非近代的経済関係の下で徐々に変化を遂げつつも、他方では帝国主義の半植民地化のプロセスから脱却出来ない状況にあった。いうまでもなく当時の中国に進出していた諸列強の外国銀行の一般的性格は、世界市場の中に中国经济を編成していく役割と同時に銀行本国の国家的権益との緊密な関係の構築をも担っていたからであった。前資本主義的な中国经济下で商業圏におお多大な影響力を有した伝統的な固有の金融機関たる銭荘、ようやく誕生しつつあった国内銀行、これらを基底とする非近代的な脆弱な特殊な金融システムの中で、外国銀行は相互に競争と協調を保持しつつ、豊富な資金力と外交的圧力とによって浸透し、貿易金融・借款・投資・銀行券発行などを通して中国经济全体に対する外国銀行主体の強固な支配体制を確立していったのである<sup>45)</sup>。

### 3. ドイツ・アジア銀行の設立をめぐる諸問題

#### (1) 既存資料による研究史の成果

1875年のドイツ銀行の東アジア撤退については、銀相場下落による銀処理の失敗を主因とするというのがローゼンドルフやポールらの見解であった。しかし、「ドイツ銀行が困難に陥った真の理由はドイツ・中国間の交易が、この時代なおそれ程大きくなく、ドイツ銀行の活動に対する十分な営業基盤がなかった」というパウエルト・ケートマン (Bauert-Keetman, I) の総括こそ妥当な評価であろう<sup>46)</sup>。

十数年後、中国貿易量の増大は、再びドイツ銀行も参加するドイツ・アジア銀行 (Deutsch-Asiatische Bank) 開設への誘因となっていく。しかし、今度は、「根本では未知の市場におけるリ

44) 呉承禧著、1939年、244-245頁。

45) このような国際銀行の活動内容とその作用は中国側から厳しい批判的評価を受けることになる。呉承禧はいう。「外国系銀行の性質」すなわち「在華外国銀行は各帝国主義の対華経済侵略の主要なる用具である」としたうえで、次のように続ける。「1865年以来、中国が借入れた外債のうち、外国系銀行の手を経ずして行われたものが幾回あったか？ 現在中国所有の鉄道は殆ど全部外国資本に依存して敷設されたものであるが、しかし幾度かの借款のうち、一度でも外国銀行または銀行団と無関係になされたものがあつたであろうか？ 在華輸出入外国商館は殆ど完全に中国の輸出入貿易を独占しているが、これら外国商館の一軒でも、在華自国銀行に依存していないものがあるだろうか？ これらの事実こそ、極めて明白に在華外国銀行がその他の各種の外人投資と極めて密接に結びついていること、中国における各国経済勢力の膨張が大体においてこれら金融資本の強化に従って成し遂げられた」と論ずる (呉承禧著、1939年、200-213頁)。

46) Bauert-Keetman, I., 1988, S.8.

47) ドイツ・アジア銀行に関するわが国の研究としてはミュラー・ヤブシュの『ドイツ・アジア銀行50年史』を中心に通史として展開したものに居城弘著『ドイツ金融史研究』(ミネルヴァ書房、2001年、414-424および



スク」を共有するドイツ銀行界シンジケートの中心メンバーとしての参加であった。<sup>48)</sup>

ドイツ・アジア銀行設立の位置づけについての基本資料『ディスコント-ゲゼルシャフトの回想録』（1902年刊、以下『回想録』という）は、Ⅱ「公信用分野における活動」の「B. 外国」で次のように書いている。「ドイツ・アジア銀行は、正規の銀行業務以外に、創業者の関心の中には立案される政府債や鉄道事業の情報が与えられることにあった。シンジケートは当行幹事の下で、中国・日本・朝鮮における国家、省、鉄道会社に対する債券業務と融資業務の共同取引、並びに中国における鉄道会社と鉱山会社の設立を目的とした。各メンバーには、個々の事業への不参加が委ねられることによって、決定の自由が付与されると同時に、たとえ見解の相違が生じた場合でも結合企業の存続は維持された」。<sup>49)</sup>

ドイツ・アジア銀行設立に指導的役割を果たしたディスコント-ゲゼルシャフト (Disconto-Gesellschaft) の意図は、東アジアにおける証券業務および直接投資などの「資本輸出」の側面にも大きな関心が払われ、これらの事業のリスクに対する懸念が制度的に保証されたシステムとしてこの海外銀行は組織されたという特色を強調していた。また、ほぼ30年後に出版されたヴォルフ (Wolff, M. J.) の社史『ディスコント-ゲゼルシャフト』（1930年刊）によると、80年代当初からドイツと東アジアとの間で貿易と船舶往來が急増し、「祖国との直接的取引を行うための国家的な拠点が無条件に必要となった」という状況認識に基づき「1882年、ディスコント-ゲゼルシャフトは中国各地に代理事務所の設立を考慮した」とし、同行は、東アジア事業に対してすでに独自の企画段階にあったことを明らかにする。ところが、「ライヒスバンク総裁からディスコント-ゲゼルシャフトとドイツ銀行に対してドイツ帝国と共同で一つの東アジア銀行 (Ostasiatische Bank) 設立の提案があり、時期に合った計画であったから、この海外ライヒスバンク (Überseeische Reichsbank) に600万マルクで参加する意向であった。しかし、このプロジェクトは法律上・実際上の難題で失敗した。アジア計画が実現されうるとすれば、民間企業は自分の手で行うことこそ必要であるということが明らかとなった」とし、他方では、政府と共同で設立する「海外ライヒスバンク」構想が持ち上がったものの実現に至らず、結局、銀行シンジケートの手に帰着した経緯についても説明している。

ヴォルフの記述は『回想録』のⅥ「銀行企業」の中で取り扱われた「ドイツ海外銀行」の部分<sup>50)</sup>を要約したものであった。この「海外ライヒスバンク」設立構想の破綻原因に焦点をあて、ヴォルフと同一資料を用いて「ドイツ・アジア銀行」設立時のトラブルに言及したのが、ハウザー (Hauser, R.) の先駆的研究である。彼は、『回想録』の以下のような箇所、すなわち「銀行は東アジアにおける為替相場変動 (Valutenschwankungen) リスクに対し資本金を如何にして保護すべきか」という「困難な問題」を摘出したうえで、その対処方法と論議の経緯を以下のように続けて引用する。

ㄨび429-430頁) がある。

48) Historische Gesellschaft der Deutschen Bank, 2004, S.37-38.

49) Die Disconto-Gesellschaft 1851 bis 1901, Denkschrift zum 50 Jährigen Jubiläum, Berlin, 1901, (以下 Denkschrift der Disc-Ges と略記) S.84-85.

50) Wolff, M. J., Die Disconto-Gesellschaft, 1930, S.39-40 und 50.

「ライヒスバンクから借用する銀ターラーで銀行を設立し、長年にわたり金でその代金を漸次返済するという一方の筋から提案されたプロジェクトは、シンジケートのメンバーからも異論が出た。しかし、宰相によって承認され、認可された。ところが、ライヒスバンク総裁、デヘンド(v, Dechend)が精力的に反対を唱えたために、法務大臣がこの提案をライヒスバンクの定款とは法的に適合しうると説明したが、結局、宰相はこのプロジェクトを取り止めさせたのである」<sup>51)</sup>と。中国の銀本位制を前提条件として構想された実際的な「海外ライヒスバンク」設立は、宰相ビスマルクの支持さえを得ていたが、挫折した。この設立経緯の背景について明白に示したのが、ミュラー・ヤブシュの『ドイツ・アジア銀行50年史』(1940年刊)である。彼によれば、『回想録』の中で「一方の筋から提案されたプロジェクト」とは、具体的には、ドイツ銀行のヴァリッヒの構想であった。すなわち「銀資本の考え方はヴァリッヒの立案であり、彼はライヒスバンクのターラー在高から必要な銀を借用し、鑄直すことを提案した。だが、銀ターラー(silberner Taler)による2,000万マルクは当時の銀価値(Silberwert)では1,380万マルクにすぎなかった。この差額を補填するために極めて巧妙に作成された仕組みが、すなわち、20年後に金で価値を支払うのであるが、その時点までは銀価値に相応の、必要な名目額について20年間利子付きで増価する有価証券の預託が、提案された」。最終的には、財務大臣が躊躇し、ビスマルクも廃案せざるをえなかったこのプロジェクトは、ミュラー・ヤブシュによれば、「通常とはかけ離れた(ungewöhnlich)」構想であった。基盤を支える「適切な有価証券は存在しないし、このような証券を議会の同意なくして作成することが不可能である」<sup>52)</sup>ためであった。したがって、『回想録』はいう。「いまや、連携した銀行企業によって、ディスコント-ゲゼルシャフトとの折衝が同行の原案に沿って継続された。かくて、1889年2月12日、上海に本店を置くドイツ・アジア銀行の設立となった」<sup>53)</sup>と。

## (2) 新資料による検討と問題提起

以上のように国家・民間の海外共同銀行構想が打ち上げられたものの、実際にはディスコント-ゲゼルシャフトを中心に記述したミュラー・ヤブシュの『50年史』は、その意味では、東アジアにおける銀行業務の経験のあるドイツ銀行の位置づけと動静、さらには国家の関与の仕方について必ずしも明白とはいえなかった。また、国際的にも繰り広げられていたドイツ大銀行間相互の競争が、中国においては何故、短期間に容易に、しかもすべての大銀行の出資参加という銀行シンジケート形式で統合されたのか、というプロセスの説明も充分とはいえなかった。これらの論点について新たな資料を発掘して再検討したのがパウエルト・ケートマンの問題提起である。

ここで、まず注目されたのはドイツ銀行代表ヴァリヒの動向であった。1887年12月2日のヴァリヒ『覚書』には「ドイツ・中国銀行(deutsch-chinesische Bank)の設立根拠」が「一企業として相応しい基盤を有したものとされていたこと、そして「このプロジェクトには全ドイツの関

51) Hauser, R. Die Deutschen Überseebanken, Jena, 1906, p.37-38. und Denkschrift der Disc-Ges. S.213-214.

52) Müller-Jabusch, M., 1940, S.27-29.

53) Denkschrift der Disc-Ges. S.214.

係者 (Interessenten) の一致が不可欠である」という記述があったことなどをドイツ・アジア銀行開設に関するこれまでの記述と併せて、ドイツ銀行自体の基本路線もまた国際銀行業としては国内最大の競争相手、ディスコント-ゲゼルシャフトとの提携を主体的に選択したとするのである。

ところが、ディスコント-ゲゼルシャフト・ドイツ銀行グループの前に大きく立ちはだかったのはベルリーナ・ハンデルスゲゼルシャフト (Berliner Handelsgesellschaft), ワルシャウアー銀行商会 (R. Warschauer & Co.), ステルン銀行商会 (Jacob S. H. Stern) であり、パウエルト・ケートマンはもう一つの論点に関して、同銀行グループの行動を精査することによってドイツ・アジア銀行成立史の新しい側面を描き出そうと試みたのである。

パウエルト・ケートマンによれば、同グループは1887年5月「マルクで最初に中国国債の募集に成功した」実績<sup>54)</sup>を前提に同年11月28日、「1,000万マルクの株式資本金」と「為替相場の変動を考慮した相場調整積立金 (Agio-Reserve)」を設定し、本店は上海に開設し、「その他の中国主要都市の銀行代表はさしあたりカルロヴィツ商会が引き受ける」という内容の詳細な計画を公表した。

両銀行グループの調整にあたったのが王立ゼーハンドルク (Königliche Seehandlung)<sup>55)</sup> の総裁、

54) 同国債は「ロンドン以外で募集された最初の中国政府借款」であり、「カルロヴィツ商会と李鴻章との交渉によって締結され、ベルリン、ハンブルク、フランクフルトで発行された」。したがって、この中国借款共同引受シンジケートを組織した「ワルシャウアー・グループ」(King, F.H.H., "Extra-Regional Bank and Investment in China" International Banking 1870-1914, edited by Cameron R. and Bovykin, V.I., 1991, p.390.) が、具体的実績に基づいて銀行設立計画を構想したことになる。

55) プロイセンの対外取引を促進するために1772年10月14日の国王特許状 (Kgl. Patent) によって海外商社会社 "See-Handlung-Gesellschaft" として設立された。直接的な設立動機はポーランドの第1次分割にあった。ダンチヒがポーランドに残存し、独立の商業政策を維持したため、プロイセンは同市との取引を止め、ケーニヒスベルクやメーメルなどへ迂回して取引を行う目的でゼーハンドルクをその手段として用いることにあった。同社は塩の輸出入と蠟版の独占権やシュレーゼンの亜麻布販売促進を通してプロイセンの海外取引の活性化に寄与した。同社の特許状は20年間で終了。資本金1,200百万ターラーの株式会社へ組織変更し、Generaldirection der Seehandlungs-Societät となった。大口株式所有は王立銀行 Königliche Bank とゼーハンドルク自身であった。当時、同社は付与された特権に対して、年々国家に45,000ターラーを支払い、さらに造船・船舶業・商業などへ積極的に業務を拡大した。このことは商人組合の反発から国王へ同社の規制申請が出され、これを契機に同社は手形取引 (Wechselgeschäft) を主体とする貨幣・信用業務 (Geld-und Kreditgeschäft)、さらには何時でも換金可能な社債や高金利の債券を発行するようになった。19世紀初、プロイセン国家はゼーハンドルクの社債による資金調達支援で外国債の償還期前返済が可能となり、いわば同社は国家の銀行商会 (Bankhaus) の役割を果たすようになる (Klein, E., Vor den Anfängen bis zum Ende des alten Reiches (1806) Deutsche Bankengeschichte von Hrsgs. Instituts für bankhistorische Forschung e.V., Band 1, Frankfurt am Main, 1982, S.216-223.)。1810年、ゼーハンドルクは株式と社債を国債へ転換し、国立銀行へと組織変更を行い、1840年ではプロイセン最大級の企業となった。同時に、ゼーハンドルクの事業活動は強い批判の対象となったが、1848年の経済恐慌で支払困難に直面し、独立性を喪失して財務省の監督下に置かれることとなった (Pohl, H., Das Deutsche Bankwesen (1806-1848), Deutsche Bankengeschichte, Band 2, S.43-52.)。それでも「70・80年代においてゼーハンドルクはディスコント-ゲゼルシャフト、プライヒレダーと共に、プロイセン・シンジケートにおいてなお傑出した地位を占めていた」(Pohl, M., Die Entwicklung des deutschen Bankwesens zwischen 1870 und 1914, Band 2, S.261.)。ゼーハンドルクは会社名をその後、Königliche Seehandlung, Preußische Seehandlung, Preußische Staatsbank と称した (Enzyklopädisches Lexikon für das Geld-und Bank-und Börsenwesen, Frankfurt am Main, 1957, S.1493)。ドイツ・アジア銀行設立の準備期間の際、元国務次官だったフォン・ブルハルトがゼーハンドルクの総裁だった。財務大臣のシオルツが宰相ビスマルクに促されて彼に手紙を書いている。趣旨は「ドイツ金融界間の交渉は何の成果も上」

フォン・ブルハルト (von Burchard) であった。彼はディスコント-ゲゼルシャフトとロスチャイルド商会 (Rothschild) の結びつきに着目したうえで、1887年12月5日「両銀行グループの参加を促して」協議の場を設けた。そこで「財務大臣の指令と一致している」点を強調し、短期日の協議の帰結を「対立する銀行グループはドイツ・中国銀行に関する即時設立の重大決断で一致した」と大臣ショルツ (Scholz) に報告している。この間にどのような交渉経緯があったのか、については不明である。

とはいえ、既にノルド・ドイチェバンク (Norddeutsche Bank) とロスチャイルド銀行商会は参加を表明していたし、協議前日の8日、オッペンハイム (H. Oppenheim) とベルリーナ・ハンデルスゲゼルシャフトのフューステンベルク (C. Fürstenberg) が「設立委員会」への参加を希望した。さらに12月15日に、ブルハルトはドレスナー・バンク (Dresdner Bank) への出資を呼びかけ、また同月31日には「両銀行グループには所属しない」ダルムシュタット・バンク (Darmstädter Bank) とメンデルスゾーン銀行商会 (Mendelssohn & Cie) が出資分の比率、7½%と6%で参加することを明らかにした。外務省はバイエルンの銀行へも出資を促し、ここではバイエルン・ヒポテーケン・ヴェヒセル・バンク (Bayerische Hypothek- und Wechselbank) が参加した。いわば、ゼーハンドルンクの強制と仲介の下で、僅かに1ヶ月以内に次々とドイツ大銀行が参加し、全ドイツ大銀行のシンジケートとしてのドイツ・アジア銀行設立の基盤が整ったのであるが、その背後にはビスマルク卿の督促があったとされている。

ただ、問題はゼーハンドルンクの役割であった。「国家財産の委託を受けた」同行は「何よりも堅実性 (Solidität) に留意する」「事業政策」に基づくのであるが、この枠組みを越えて、同行の協力を強く押したのもビスマルク卿であった。彼は、国家的観点からショルツに次のように、すなわち「イギリスの銀行業との激しい競争に対抗して中国におけるドイツ企業が成功するためには、ドイツ・中国間の為替取引に声望あるゼーハンドルンクの仲介は不可欠である」として同行の「協力」を要請したのである。しかし、この国家銀行の実際の役割は声望であり、その払込資本金額の3½%は「象徴的な金額」(ein symbolischer Betrag) に過ぎなかった。<sup>56)</sup> パウエルト・ケートマンと同じ資料に依拠してほぼ類似の設立過程を簡略に説明したのがP. ヘルトナー (Hertner) の見解であろう。<sup>57)</sup>

---

なげいていない。全権を付与するからこのプロジェクトの協議の場を持って欲しい」というものであった。ただ、その場に招待されたのは、ディスコント-ゲゼルシャフト、プライヒレーダー (ビスマルクの管財人)、ドイツ銀行、ノルド・ドイチェバンクの4銀行の代表であった (Bauert-Keetman, I. 1988, S.25)。その意味では、ゼーハンドルンクは当初よりディスコント-ゲゼルシャフトの側に立って仲介交渉を進めていたことになる。

56) Bauert-Keetman, I., 1988, S.25-34. 資料として用いたものは、主として Geheimes Staatarchiv, Preußischer Kulturbesitz, Berlin であり、ゼーハンドルンクに関する記述およびビスマルクとゼーハンドルンク総裁の手紙から構成されていた。

57) ヘルトナーは「中国においてはドイツの一つの銀行設立」(foundation of a German bank in China) の「直接的理由」に関して、クルップの中国当局と契約した大砲販売が、同社と競合するアームストロング (Armstrong) 社などの関係するマジソン商会から「全ての取引が融資される」という事実を取り上げ、そのうえで「中国政府との交渉での成功は、如何なる場合も融資の供与を付加することにある」と指摘した在中ドイツ外交筋の見解を強調している (Hertner, P., "German banks abroad before 1914": Banks as Multinationals (Edited by Geoffrey Jones), London and New York, 1990, pp.107-109)。



他方、ドイツ・アジア銀行の「資本輸出」、とくに「証券業務」の側面からアプローチしたバートの『ドイツ大銀行と帝国主義』もパウエルト・ケートマンらと同一の資料を渉猟しつつ、とくに国家の関与について言及した。ここでは「ドイツ・アジア銀行は一の半国家的銀行 (eine halbsstaatliche Bank) である」と規定し、「中国における銀行設立の場合だけの調和」とし、ディスコント-ゲゼルシャフトとドイツ銀行の間の「部分的には公然たる、あるいは部分的には隠然たる敵対的關係」を強調した。ただ、ディスコント-ゲゼルシャフトは「国家当局に対する良好な関係を自己のために利用することに成功したが、ドイツ銀行は何ら制度的な支援を有せず、前者よりも積極的に行動することを余儀なくされていたとする。とはいえ、このことは後者の活力を削ぐことになった」とし、<sup>58)</sup> 国家との関係を不可避とする中国事業では、ドイツ・アジア銀行が植民地銀行としての側面で国家主義的傾向を併せ持つとすれば、ドイツ銀行の独自の立場は後景に退くことになることは必然であった。このバートの踏み込んだ解釈は、ドイツ銀行が幹事にならなかった理由および「ドイツ銀行史」において、ドイツ・アジア銀行設立当初における同行の位置づけと役割が必ずしも明白ではない理由を裏打ちしているようにもみえる。<sup>59)</sup>

以上のような最近の研究史の接近方法とは別に、ハルガルテンの見解は「通説の帝国主義論」(die populäre Imperialismustheorie) には踏襲せず、「政府と政府を担う指導層」と「国際取引に従事する大銀行 (Hochfinanz)」, これら「両当事者の関係との結びつき」にこそ、つまり「人的関係の提示 (Der Aufweis personeller Beziehungen)」にこそ『『帝国主義論』分析』進化の方途であるという興味ある問題を提起した。<sup>60)</sup> そのうえで、具体的には「ディスコント-ゲゼルシャフトがドイツ・アジア銀行を通して行ったドイツ中国政策 (die deutsche Chinapolitik)」の「国際協調 (internationale Kooperation)」路線を検討したが、実際には、提起したアプローチ通りの分析を展開出来ているわけでもなかったし、またドイツ・アジア銀行の活動それ自体を分析対象として措

58) Barth, B., 1995, S.41-42.

59) 1889年および1990年のドイツ銀行『営業報告書』においても「ドイツ・アジア銀行」に関する記述は何故か見当たらない。また、ザイデンツァールの『ドイツ銀行100年史』では、「ドイツ・アジア銀行への参加」(Seidenzahl, F, 100 Jahr Deutsche Bank 1870-1970, Frankfurt am Main, 1970, S. 230.), ガルの『ドイツ銀行125年史』では、「ディスコント-ゲゼルシャフトの幹事で13の株式銀行と銀行商会から構成されるシンジケートが資本金を引受たこと」および「さしあたり、上海に本店を置く同行の課題は貿易金融である」(Gall, L., Feldmann, G. D., James, H., Hortfreich, C-G, and Büschgen, H. E., Deutsche Bank 1870-1995, 1995, München, S.65.) こと、が記述されているに過ぎない。ただ、プルンペ (Plumpe, W.) の論文、「東アジアにおけるドイツ銀行」(Die Deutsche Bank in Ostasien 1872-1988) では、設立に関して「参加銀行間では、意見の対立が長期間続いたこと」、「出発点は、世界に対する一種のライヒスバンクの設立を目的としたベルリン政府のほぼ公的な構想」と極めて抽象的な表現で説明している。ただ、東アジア業務については、ヴァリッヒにも言及して、次のように書いている。「アジアの場合、好転する事業上の見通しと同様に急速に成長する中国債券市場についても話題となっていた。しかし、銀行が中国事業への参加を試みた経験が冷静さを取り戻した。ヘルマン・ヴァリッヒは、すでに1883年にイギリスの大商社ジャーディン・マセソンとの協定によって、中国債券の取り扱いの足場を築こうと試みたが、ドイツ銀行は、結局、協定にもかかわらず、参加しなかった」(Historische Gesellschaft der Deutschen Bank, 2004, S.40-41.)。ドイツ銀行の東アジアにおける挫折経験が慎重な対応の根本的な背景であったと思われる。

60) ハルガルテンの「人的関係」重視のアプローチは「圧倒的にインフォーマルな形式の純粋な個人的接触で行われ、滅多に記録文書として表れることはない」だけでなく、「実際の利害状態が取り扱われた場合、容易に誤った帰結を導くことになる」とモムゼンは批判している (Mommssen, W.J., 1879, S.108.)。



定しているわけでもなかった。<sup>61)</sup>

61) ハルガルテンの見解は「外国帝国主義の利用」による「外国証券発行への参加、その国内での高利回り販売、手数料の取得」など「大銀行の利益」追求に注目したものであり、その意味ではドイツ・アジア銀行の役割は証券業務を媒介する資本輸出の関与の局面に限定されていた。ただし、この局面でもドイツ・アジア銀行の活動が分析されているわけではなかった。ハルガルテンの「帝国主義論」基軸は「軍需品を供与する国は一般的には（他国と一筆者）同時に納品することを排除する」傾向にあり、「軍需産業と金融とは常に衝突する」という想定に基づいており、これが「東アジアにおける対外政策」でも展開されたとしている（Hallgarten, G.W.F., Erster Band 1963, S.402, 471-472, Zweiter Band, S.182-183.）。

当時の「資本輸出」の状況について、ツィケルト（Zickert, H.）は、1903年から1909年に至る全ドイツの証券取引所に上場された「国内証券」と「外国証券」とを官庁統計（amtliche Statistik）に基づいて以下のように算定している。

（単位：100万マルク）

年度	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909
国内証券	2873	2430	3120	2765	2505	3525	3323
外国証券	604	1119	4937	88	537	746	974
合計	3477	3549	8057	2853	3043	4271	4297

ドイツ資本市場発達史において「確定利子付き証券」を主体とする「外国証券」占有度は年度によって著しく変化するが（特に1905年度と1906年度では極端に振幅している）、それ以外の時期では証券市場上場額のほぼ20%前後の傾向を示し、決して少ない額ではない。このような事実を踏まえつつ、ツィケルトは「ドイツの海外証券への投資運用では、国民経済と資本家の著しい損失が確実に回避され、ドイツの貯蓄資本（Sparkapital）の輸出は海外の用役に使われると同時にドイツ国民経済の充実を示している。もちろん、その場合、各仲介者の取得した利益（Verdienstinteresse）は大抵、留保しておく必要があった」と論ずる。ツィケルトは「外国証券」の仲介者としての銀行の役割とそれから生ずる銀行の巨額な利益および、その用途を説明したうえで、ドイツ「資本輸出」の国民経済的意義の重要性を強調し、この業務を遂行する国際銀行の性格を確認したのである。「国際的な事業関係と国際的な証券発行」は「国民の目的達成のための手段」と主張し、それを実施する背景として各国銀行間の「国際協調」は彼の見解においても必須の条件であった（Zickert, H., Die Kapitals-Analage in ausländischen Wertpapieren, Puttkammer und Mühlbrecht, 1911, S.36-37, und 91-92.）。周知のように、外国投資はきわめてリスクの高い事業であり、外国債務者の良好な条件に依存しているため、債務国の安定した政治的・経済的条件は「外国証券」にとって不可欠の前提であった。この状況を構築するために国際銀行間の「国際協調」は何よりも優先課題となった。アジアにおけるドイツ・アジア銀行と香港上海銀行、トルコにおける英仏系オスマン帝国銀行（Banque Imperiale Ottomane）とドイツ銀行との関係、などはその典型であった（後者の例については、拙稿『ドイツ金融資本と世界市場』の10章と11章を参照）。ハルガルテンの見解は、このような「国際協調」を基本路線とするドイツ銀行資本の性向をドイツ帝国主義論の中に意図的・積極的に組み込んだとはいえ、彼もまた、根本的には「資本輸出」論に制約された「通説の帝国主義」論の枠組みの中でのみ考察していた。その結果、国際銀行業における貿易金融のインフラストラクチャーの役割が等閑視されただけでなく、「国際的対立」=帝国主義列強の対立を引き起こす要因について銀行以外に、すなわち軍需産業とその周辺の政治勢力に求めたのではないと思われる。資料へのアプローチの相違はあるけれども、モムゼンもまた「中国における外国投資はすでに1902年には広い分野にわたって1億8780万ドルの巨額に達した。……清帝国への非公式的・経済的侵略のこのようなプロセスは遅くとも90年代中期以降、列強の政治的利害と重なりあっていた」と論じているように国際銀行業の活動を「資本輸出」論の観点のみから展開している点ではハルガルテンと同様な枠組みにあったといえよう（Mommesen, W.J. 1979, S.138.）。